

各種福祉手当をご存じですか？

皆様を支えるさまざまな制度があります。まずは、ご相談ください。

対象となる手当

① 特別障害者手当

◎問い合わせ 福祉課 ☎0561・56・0732

② 障害児福祉手当

③ 在宅重度障害者手当

④ 児童扶養手当、愛知県遺児手当

◎問い合わせ 子育て応援課 ☎0561・56・0736

⑤ 特別児童扶養手当

① 特別障害者手当

障害者手帳所持者やその家族に、障がい等級に応じて、手当が支給されます。(いずれも所得制限あり)

対象

次のいずれかに該当する20歳以上の障がい者（施設入所者、長期入院者、身体障がい者の一部を除く）

- (1)身体障がい2級以上の障がい複数ある人
- (2)身体障がい2級以上の障がいがある人で、IQ20以下の人または常時介護が必要な精神障がいがある人
- (3)身体障がい2級以上またはIQ20以下または常時介護が必要な精神障がいがある人で、ほかに身体障がい3級相当の障がい複数ある人
- (4)身体障がい2級以上またはIQ20以下またはこれらと同程度の障がいや病状がある人で、日常生活においてほぼ全面介護が必要な人

支給額

国制度分 月27,350円

県制度分 国制度分に加算して支給

- ・身体障がい1～2級でIQ35以下の人
…月6,850円
- ・身体障がい1～2級またはIQ35以下の人
…月1,050円



② 障害児福祉手当

障害者手帳所持者やその家族に、障がい等級に応じて、手当が支給されます。(いずれも所得制限あり)

対象

次のいずれかに該当する20歳未満の障がい者（施設入所者を除く）

- (1)身体障がい1級（2級の一部を含む）の人
- (2)IQ20以下の人
- (3)上記と同程度の障がいまたは病状を持つ、常時介護が必要な人

支給額

国制度分 月14,880円

県制度分 国制度分に加算して支給

- ・身体障がい1～2級でIQ35以下の人
…月6,900円
- ・身体障がい1～2級またはIQ35以下の人
…月1,150円

③ 在宅重度障害者手当

障害者手帳所持者やその家族に、障がい等級に応じて、手当が支給されます。(いずれも所得制限あり)

対象および支給額

次のいずれかに該当する在宅の障がい者（特別障害者手当、障害児福祉手当、経過的福祉手当の受給者、施設入所者、長期入院者を除く）※年齢制限あり

- (1)身体障がい1～2級でIQ35以下の人……月15,500円
- (2)身体障がい1～2級の人またはIQ35以下の人または身体障がい3級で、IQ50以下の人……月6,750円

④ 児童扶養手当、愛知県遺児手当

父母の離婚などにより、ひとり親となった父母または養育者が児童を養育する場合、生活の安定と児童の健全育成を目的に、児童が18歳になった最初の3月31日(心身に障がいのある場合は20歳未満)まで手当が支給されます。

支給要件

- (1)父母が離婚
- (2)父または母が死亡
- (3)父または母が政令で定める程度の障がいので就労できない
- (4)未婚など

支給月額

児童数	全額支給の場合	一部支給の場合
1人	月額 43,160円	月額 10,180円～43,150円
2人	1人のときの額に10,190円加算	1人のときの額に10,130円～5,070円加算した額
3人以上	2人のときの額に3人目以降の児童1人につき6,110円加算した額	2人のときの額に3人目以降の児童1人につき6,100円～3,060円加算した額

所得制限限度額

扶養親族などの数	受給資格者			扶養義務者など(共通)
	児童扶養手当		愛知県遺児手当	
	全部支給の場合	一部支給の場合		
0人	49万円	192万円	192万円	236万円
1人	87万円	230万円	230万円	274万円
2人	125万円	268万円	268万円	312万円
3人	163万円	306万円	306万円	350万円
4人	201万円	344万円	344万円	388万円
5人	239万円	382万円	382万円	426万円

※主な控除は、下記の3つがあります。これらの控除があるときは、その額を所得額から差し引いた額でお確かめください。

- ・特別障害者控除…40万円
- ・社会保険料等相当額(一律)…8万円
- ・雑損控除、医療費控除、小規模企業等共済掛金控除…控除相当額

⑤ 特別児童扶養手当

児童の福祉増進を目的に心身に障がいのある20歳未満の児童を養育している父母または養育者に手当が支給されます。

支給要件

- (1)身体障害者手帳1級～3級程度(下肢の障がいは4級まで)
 - (2)療育手帳A判定(B判定の一部を含む)
 - (3)その他の障がいので常に介護が必要
- ※いずれの場合も福祉施設に入所していないこと。

支給月額

児童1人につき52,500円か34,970円(障がいの程度により異なります)
※いずれの制度も所得制限があります。

—— 現況届などの提出を忘れずに! ——

各種福祉手当を受給している人または受給資格のある人は現況届などの提出が必要です。該当者には7月末に通知を発送しましたので、期限までに必要書類をご持参のうえ、提出先窓口にお越しくください。手続きがされない場合は、手当を受給できなくなることがあります。

提出期間 8月3日～31日の平日 8:30～17:15

提出先 ①②③ 福祉課、④⑤ 子育て応援課

